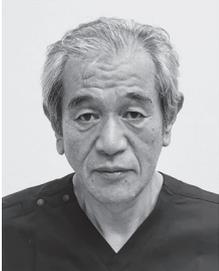


農場管理認定獣医師の役割と今後への期待

立川文雄[†] (公社)日本獣医師会理事)

はじめに

産業動物を取り巻く状況は厳しく、国際情勢の混乱や輸入飼料の高止まり、それらに伴う物価上昇などにより消費は停滞し、枝肉価格・子牛価格の下落傾向も続いている。さらに、産業動物獣医師の減少と高齢化が進んでおり、筆者の地元である大分県でも臨床獣医師の平均年齢が64歳と高齢化が顕著となっていて、産業動物獣医師を取り巻く環境はより一層厳しさを増している。

こうした中、国及び県などの行政機関においては、産業動物診療分野に就業を希望する獣医学生に対して修学資金の給付やインターンシップ研修を、また一般市民や次代を担う子どもたちに対して市民公開講座や小学校・中学校への出前授業を通じて獣医師への理解と就業者確保に向けた取組を行っているが、期待される効果が表れていないのが現状である。

また今後、産業動物の飼養状況は農場規模の拡大による大型化と飼育農場の偏在化がますます顕著になるため、臨床獣医師も個体診療から群管理へとシフトしていかなければ生き残っていけないのではないかと危惧している。

令和2年、家畜伝染病予防法が改正され、強化された飼養衛生管理基準により各農場にかかりつけ獣医師(担当獣医師)の配置が義務付けられた。本基準に基づき、生産動物の健康と安定した経営を目指して、高度な専門獣医師の指導による衛生管理の徹底や生産性の向上を図り、安全・安心な食材を消費者の食卓まで届けることが求められている。今後、かかりつけ獣医師は農場での生産管理の全工程を視野に入れた、農場管理獣医師として取り組んでいかなければ生き残れないと考えている。

農場管理認定獣医師

農場管理獣医師は、生産段階から流通、消費までの各部門を把握し、生産者、消費者、動物、環境及び地域社会と共存し、コンプライアンスを重視しながら、行政及び関係各機関の専門家と連携して、消費者に畜産物の

“安全・安心”を提供するために農場で活動する、家畜衛生等に高い専門性を備えた獣医師である。さらに農場管理認定獣医師は農場管理獣医師に必要とされる関係法令や知識・技術等の基本プログラム、さらに専門的講義・実習で構成される研修プログラムを受講し認定試験に合格したうえで認定・登録管理システムに登録を行った獣医師と定義されている。

農場管理認定獣医師制度に係る課題は、日本獣医師会に設置された認定・専門獣医師協議会により定められた認定制度の仕組みに基づき、日本獣医師会の学会組織の一つである日本産業動物獣医学会が認定母体となるものとして、農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援推進委員会及び研修プログラム基準案作成・評価作業委員会により協議されてきた。農場管理認定獣医師認定プログラムの研修は、岩手大学、宮崎大学及び鹿児島大学で実施されており、内容は「基本プログラム」における共通プログラム及び動物種プログラム、並びに「認定プログラム」における専門講義・実習及びバーンミーティング形式の実践的実習で構成されている(資料:490~493頁)。認定を受けるためには、前述の認定プログラム受講後、認定試験に合格することが条件とされている(図1)。第1回農場管理認定獣医師認定試験は令和7年1月25日、仙台市において開催される第42回日本獣医師会獣医学術学会年次大会の会場において行われる。認定後、農場管理認定獣医師としての臨床業務に継続従事し、認定更新研修会を受講するとともに、学術活動として学会発表、論文発表、学会参加などの資格更新に必要な条件を満たすことにより、5年ごとに資格を更新することができる。今後、認定プログラムの研修が全国各地であまねく受講できるようになることが望まれる。

農場管理認定獣医師の役割

農場管理認定獣医師の役割は主に4本の柱から構成されている(図2)。その内容は、①NOSAI家畜診療所等における農場管理認定獣医師制度の活用、②診療技術の研鑽・向上、③遠隔診療への対応、④医薬品の適正使用となっている。

農場管理獣医師(認定・専門獣医師)の目的として、

[†] 連絡責任者:立川文雄(ゆふいん動物病院)

〒879-5114 由布市由布院町川北2027-1 ☎0977-84-3293 E-mail:tatsu230@m01.value-net.ne.jp

- ア 獣医療法施行規則に基づき、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会から認定された公的な資格取得者として社会的信頼が確保できる。
- イ 専門性に関する広告が可能となり、生産者が獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるようになる。今後、新たな専門分野の参画も考えられる。
- ウ 資格取得者は主に NOSAI 家畜診療所や開業獣医師の立場で一般診療を基礎にしつつ専門的な知識を習得し、認定試験を受けた農場管理認定獣医師であることから、生産者への信頼性が高まる。
- エ 生産獣医療を中心としたコンサルティング業務の専門知識を有する者であることを標榜して業務を行うことが可能となる。消費者は抗生剤やホルモン剤を極力使用しない畜産物を求めている。これまで、大規模な生産現場では治療を主体として行って

- きたが、農場管理認定獣医師は飼料設計から予防獣医療を中心に動物の生活の質（Quality of Life：QOL）を代謝プロファイルテスト等で評価し、健康を維持することにより生産性向上をさせる。
- オ 呼吸器感染症、消化器疾患等の発病時期や種類が農場により異なる中で、農場全体を把握する農場管理獣医師であれば、個別の農場に適応したオーダーメイドのワクチンプログラムを組むことができる。このように農場管理認定獣医師は農家に寄り添い産業動物獣医療に携わる一つのツールとなる。

- I NOSAI 家畜診療所等における認定・専門獣医師制度の活用：
- 1 全国的に NOSAI 家畜診療所では約半数程度が赤字経営に陥っているとされる。家畜診療所におい

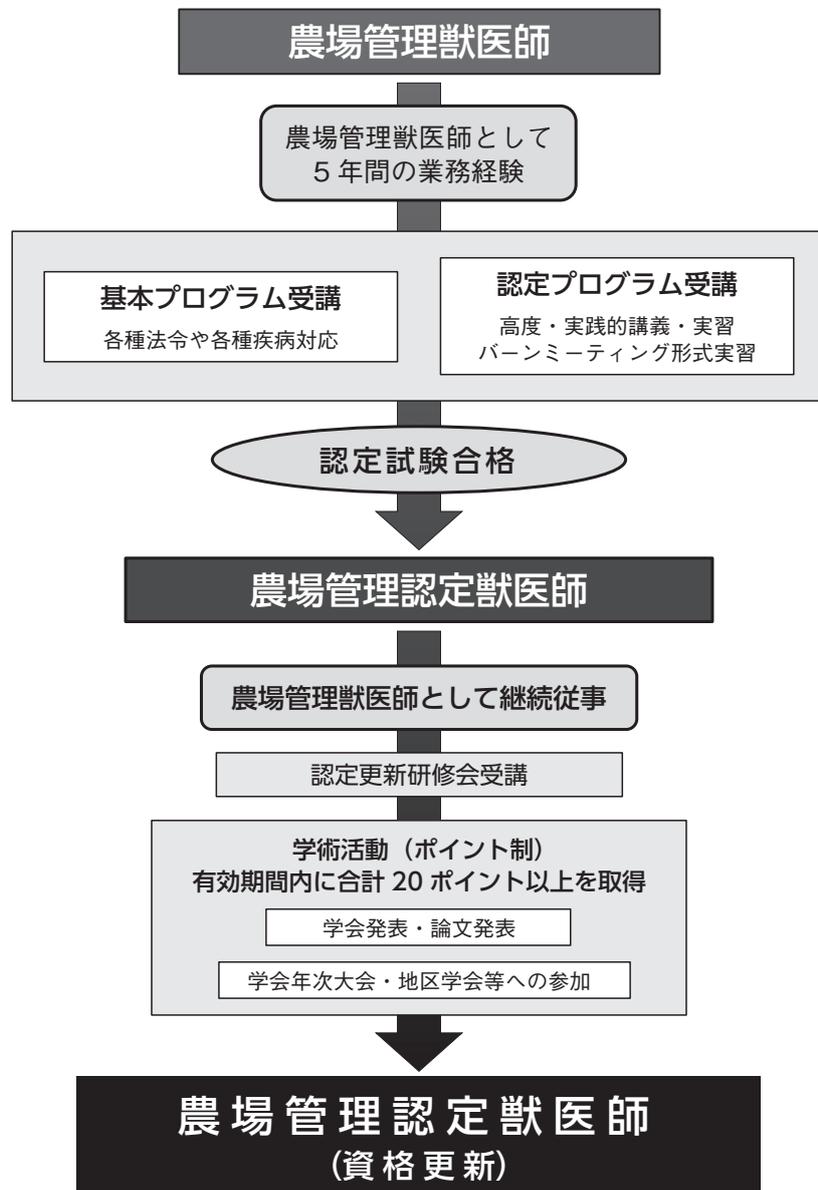


図1 「農場管理認定獣医師」資格の取得と更新

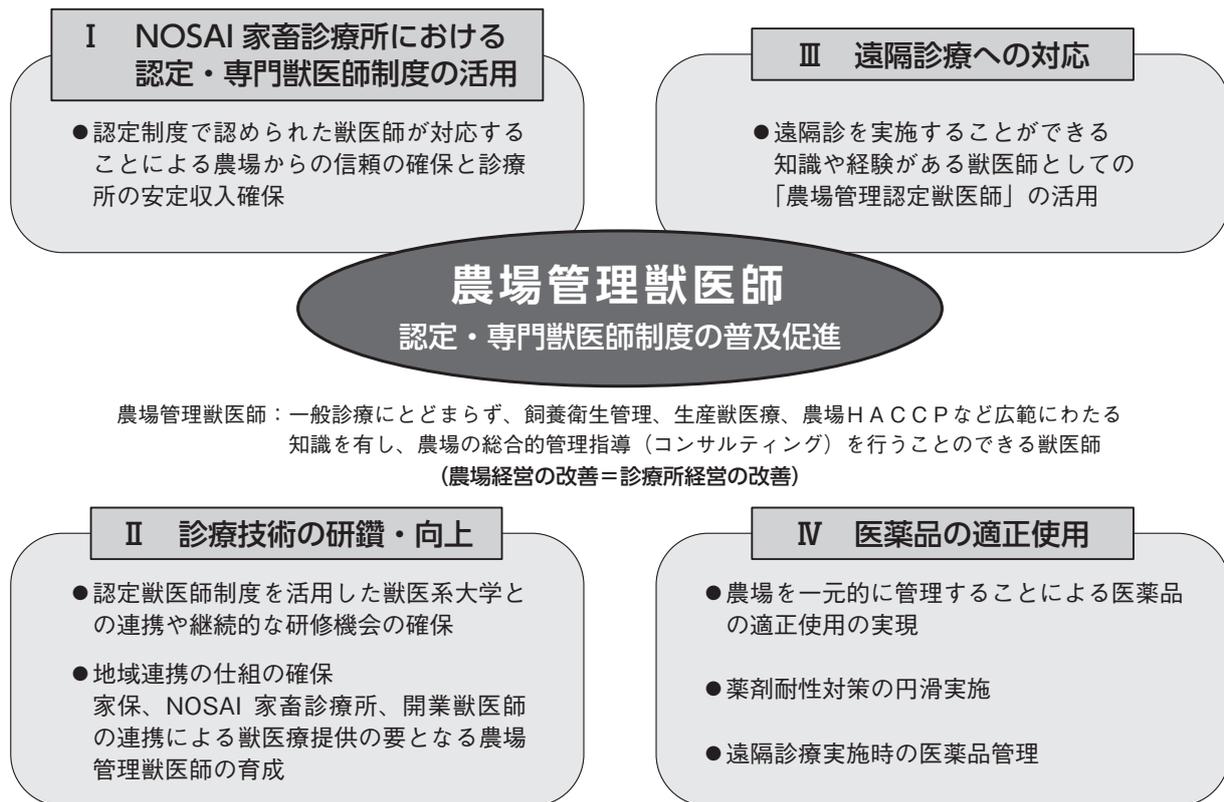


図2 農場管理獣医師の役割と今後への課題

ては一般診療業務だけで収入を増やすことには限界があり、これからの改善方法として農場管理認定獣医師制度を活用し診療業務以外での収入増を考えていく必要がある。

しかしながら、これまでNOSAI獣医師のみならず、開業獣医師も診療以外の指導の多くが無料で行われてきており、指導業務等に課金することについては生産者側、獣医師側ともに抵抗感が強いことが考えられ、今後資格制度を有効活用しながら適切な課金方法の検討が求められる。

日本獣医師会産業動物臨床・家畜共済委員会が行ったアンケート調査結果では、診療以外に課金収入を得るために取り組んでいるものとして、繁殖管理における定時人工授精（AI）、受精卵移植（ET）、採卵等の受精卵業務、ワクチンプログラム指導、乳房炎管理、コンサルティング業務、疾病発生状況に合わせた特定疾病損害防止事業の活用、農場HACCP・JGAPの支援などがあげられた。

- 2 開業獣医師では立場が少し異なり、各個人が収入を上げるために同業者と競い合い、生産農家の確保に努めている現状がある。このため、複数の開業獣医師がチームを編成することについては、かなりハードルが高いと考えられる。
- 3 開業獣医師が家畜保健衛生所等の関係機関との農家巡回に同行した際、必要に応じて診療を行う際

ど、農場管理獣医師との連携が望まれる。

II 診療技術の研鑽・向上

- 1 認定・専門獣医師制度を活用した獣医系大学との連携や継続的な研修機会の確保により高度獣医療の習得や難病の原因の究明、治療方法などの研究が可能となる。
- 2 地域連携の仕組を確保し、家畜保健衛生所、NOSAI獣医師及び開業獣医師の連携により農場管理認定獣医師を育てていく環境整備が必要である。
- 3 獣医師会が主催する学会や卒後教育の機会に積極的に参加し、学会発表や論文発表などに取り組むことにより研鑽を重ね、農場認定管理獣医師資格の更新を目指すことが技術の向上につながる。

III 遠隔診療への対応

- 1 遠隔診療への対応として、農林水産省は令和3年12月15日付け消費・安全局長通知「家畜における遠隔診療の積極的な活用について」において、「畜産農家では、飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の定期的な指導を受けていることに鑑み、群の一部に対面での診療が行われていない家畜が含まれている場合であっても初診から遠隔診療が可能」であるとしている。また、令和4年8月16日付け畜水産安全管理課長通知「家畜における遠隔

診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱について」において、獣医師がその責任において動物用医薬品を予め複数個所に貯蔵して使用したり、獣医師が農場の状況を正確に把握できている場合等に予見される必要な動物用医薬品を指示・処方することなど、畜産現場でのより具体的な動物用医薬品の使用について改めて整理している。

産業動物診療においては、かかりつけ獣医師は農家の飼育環境、経営状態、病状観察、飼い主の性格にいたるまで把握しており、これらを治療、投薬に役立てている。また農場管理認定獣医師は衛生管理、飼養管理及び診療に関して幅広い知識を有しており、これらについて指導することが可能である。さらに天候や診療時間に縛られず、幅広い対応も可能である。

獣医師対農家（V to F）との通信手段を用いた診療は特に中山間地や離島では有効であり、また獣医師対獣医師（V to V）についても、若い獣医師は経験豊富な獣医師からの指導を受けることができ、農場の立場からもセカンドオピニオンとしての助言を受けることが可能である。

IV 医薬品の適正使用

医薬品の適正使用では、農場を一元的に管理することで動物用医薬品の適正使用を図られる。そのためにも電子カルテの共有化が望まれるが、電子カルテは個人情報でもあるため、その扱いには注意を要する。

AMR（薬剤耐性）対策については診療ごとに交付する診療種別通知書、生産管理チェックシート及びポジティブリストなどを確認し対策を取ることができるが、今後は、国及び都道府県等において、これらのデータの電子化と活用の推進が望まれる。

また遠隔診療実施時の医薬品管理については疾病統計に基づく予見薬をJAや市町村役場などに保管設備を設けておくことにより保管を委託しているが、農場で薬を保管することについてはその扱いが煩雑になる傾向があるため注意を要する。

ま と め

今後ますます、農場の大規模経営化が進む中、生産農家を守り獣医師も共存していくため、農場認定管理獣医師制度を一つのツールとしてとらえ、これまでの個体の治療主体から生産獣医療を主体とした経営に舵を切る時代に獣医師は差し掛かってきている。牛の診療を例にとるならば、牛そのものが持つ能力を最大限に発揮し生産性を向上させ、循環型とはいかなくてもQOLを高める飼養管理に努めなければならない。

今後の農場管理認定獣医師制度の広がりを予測するとき、各県の産業動物飼養頭数、獣医師数、獣医師の年齢構成などで地域差があり、NOSAI家畜診療所が充実している地域、開業獣医師が多い地域などで取組に対する意識も違ってくる。

NOSAI家畜診療所が充実している地域では、すでに農場管理獣医師体制がほぼ出来上がっている地区もあるが、開業獣医師の多い地域ではこれからスタートラインに立つような状況である。

農場管理認定獣医師制度がスタートしたところだが、広報の方法、これまでの「農場への奉仕」から「指導への課金」に転換する方法や手段、遠隔診療の医薬品の取り扱い、AMR対策のための医薬品使用履歴の確認方法など、課題が山積している現状である。

近年では通信系・情報系の企業がビデオ通話などを活用した家畜の遠隔診療サービスを開発・提供している。これらの家畜の遠隔診療サービスを利用することにより、V to FやV to V等の方法で診療業務の効率化が図られ、さらに日本全国からいろいろな情報をも集めることが可能となっており、昔では考えられなかったことが起きている。これから農場管理認定獣医師制度が現場に浸透していくなかで新たな問題点等も見つかるであろう。状況を見ながら改善し、成功事例等を積み重ねながら進めていかなければならないと考えている。産業動物獣医療の将来は、これからの若い獣医師の肩にかかっている。

農場管理認定獣医師（乳牛・肉牛・豚）について （公益社団法人日本獣医師会日本産業動物獣医学会）

1. 農場管理認定獣医師の定義

農場管理獣医師とは、生産段階から流通、消費までの各部門を把握し、生産者、消費者、動物、環境及び地域社会と共存し、コンプライアンスを重視しながら、行政及び関係各機関の専門家と連携して、消費者に畜産物の“安全・安心”を提供するために農場で活動する、家畜衛生等に高い専門性を備えた獣医師をいいます。

農場管理認定獣医師とは、農場管理獣医師に必要とされる関係法令や知識・技術等の基本プログラム、さらに専門的講義・実習やバーンミーティング形式の実践的実習で構成される認定プログラムからなる、高度な分野別の「農場管理認定獣医師研修プログラム」を受講し、認定試験に合格した上で認定・登録管理システムに登録を行った獣医師をいいます。

- 「農場管理認定獣医師」の資格は、日本産業動物獣医学会（日本獣医師会の構成獣医師を会員とする。）が、当該プログラムを受講・修了し、試験に合格した獣医師に対して付与します。
- 農場管理認定獣医師は、牛の品種別に「乳牛農場管理認定獣医師」、「肉牛農場管理認定獣医師」及び「豚農場管理認定獣医師」に区分されます（今後、馬や鶏についても検討予定）。

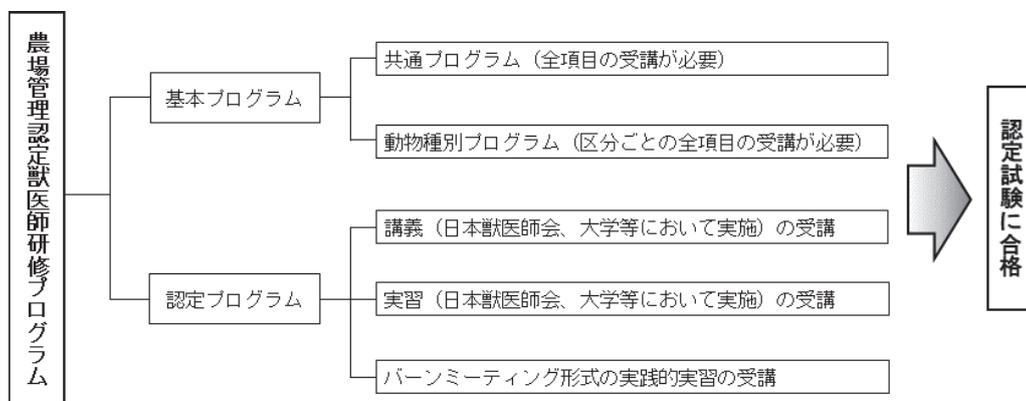
2. 農場管理認定獣医師の資格認定基準

農場管理認定獣医師の認定は、次の条件を全て満たす者について行います。

- a) 日本産業動物獣医学会の会員（日本獣医師会会員構成獣医師）であること。
- b) 5年間以上の農場管理獣医師に係る業務経験を有すること。
- c) 日本産業動物獣医学会が作成した「農場管理認定獣医師研修プログラム」を受講して認定試験（基本プログラム、認定プログラム）に合格していること。

3. 「農場管理認定獣医師研修プログラム」の構成と認定要件

「農場管理認定獣医師研修プログラム」は、①「共通プログラム」及び②「動物種別プログラム」の「基本プログラム」と、本会が実施、または委託した大学等における③「専門的講義・実習」及び農場における④「バーンミーティング形式の実践的実習」の「認定プログラム」からなり、①は全項目の受講、②は乳牛、肉牛あるいは豚ごとの各項目を受講するとともに、③及び④は動物種ごとの全ての項目を受講し、「認定試験」に合格することを認定要件とします。



農場管理認定獣医師 研修プログラム

概要：農場管理認定獣医師の基本的概念と活動内容及び業務実施にあたって必要な知識、さらに農場における様々な問題に対応するために必要な知識・技術を習得します。

到達目標：農場管理認定獣医師に必要とされる知識を習得するとともに、農場での問題解決や運営方針の構築、関連業種等との協力体制を構築するために必要な幅広い知識・能力を習得します。

さらに、家畜群における飼養管理状況や疾病発生状況を把握、生産阻害要因を摘発し、問題の解決に当たって飼養管理状況の評価や各種検査を実施し、科学的根拠に基づいて改善指導を行うことができる。

【「農場管理認定獣医師」資格の要件（1）：基本プログラム（共通プログラム、動物種別プログラム）】

- ① 「基本プログラム」は「共通プログラム」と「動物種別プログラム」からなり、「共通プログラム」では全項目（6項目・各60分間程度）、「動物種別プログラム」では乳牛、肉牛あるいは豚ごとの各項目（5項目・各60分間程度）について、対面またはオンライン講習（動画配信含む。）で受講します。
- ② 基本プログラム受講の有効期限は5年間です。

1. 共通プログラム（全項目を受講）

- (1) 農場管理認定獣医師の基本的な考え方
- (2) 関係法令・概論
- (3) 家畜衛生に関すること
 - ア 家畜伝染病などの発生状況、診断方法
 - イ 家畜の飼養衛生管理基準
 - ウ 海外悪性伝染病の発生状況、水際対策
- (4) 畜産物の安全性確保に関すること
 - ア 畜産物の流通と消費（FARM TO TABLE）
 - イ 農場 HACCP
- (5) AMR 対策に関すること
 - ア 要指示医薬品の取扱い
 - イ 抗菌剤の適正使用・慎重使用
- (6) 動物福祉に関すること
- (7) その他必要な技能

2. 動物種別プログラム（乳牛、肉牛または豚ごとの各項目を受講）

- (1) 乳牛農場管理認定獣医師
 - a) 飼養管理状況の把握、疾病発生状況の確認と要因分析
 - b) 給餌・栄養管理
 - c) 繁殖管理
 - d) 乳房炎・体細胞管理
 - e) 護蹄管理
- (2) 肉牛農場管理認定獣医師
 - a) 飼養管理状況の把握、疾病発生状況の確認と要因分析
 - b) 給餌・栄養管理
 - c) 繁殖管理

- d) 肥育管理
- e) 子牛・導入牛管理
- (3) 豚農場管理認定獣医師
 - a) 疾病発生状況の確認と要因分析
 - b) ワクチネーションプログラムの作成と適用
 - c) 飼養・栄養管理：繁殖豚、哺育豚、育成豚、肥育豚
 - d) 衛生管理
 - e) 繁殖管理

**【「農場管理認定獣医師」資格の要件（2）：
認定プログラム（専門的講義・実習、バーンミーティング形式の実践的実習）】**

- ① 「認定プログラム」は、以下の専門的講義・実習及びバーンミーティング形式の実践的実習からなり、乳牛、肉牛あるいは豚ごとの項目の受講を必要とします。
- ② 本会または研修の実施を委託した大学等において、専門的講義・実習及び農場等でのバーンミーティング形式の実践的実習（計5日間程度）を受講します。

1. 専門的講義・実習

(1) 乳牛農場管理認定獣医師

- 生産獣医療
 - a) 給餌・栄養管理
 - ア 粗飼料品質の評価法
 - イ 給与飼料計算
 - ウ 栄養状態の評価法
 - b) 繁殖管理
 - ア フレッシュチェックの方法
 - イ 超音波画像診断法
 - c) 乳房炎・体細胞管理
 - ア 搾乳衛生と正しい搾乳手順
 - イ 乳汁細菌検査法
 - d) 護蹄管理
 - ア 牛舎・牛床の評価法
 - イ 削蹄
 - e) 疾病管理・衛生管理
 - ア 家畜群における疾病発生要因の摘発と解決
- 高度獣医療
 - a) 最新の外科的整復・手術手技
 - b) 最新の画像診断技術

(2) 肉牛農場管理認定獣医師

- 生産獣医療
 - a) 給餌・栄養管理
 - ア 粗飼料品質の評価法
 - イ 給与飼料計算
 - ウ 栄養状態の評価法

- b) 繁殖管理
 - ア フレッシュチェックの方法
 - イ 超音波画像診断法
- c) 子牛・育成牛と導入牛の管理
- d) 導入後の管理とビタミンA コントロール
- e) 疾病管理
 - ア 家畜群における疾病発生要因の摘発と解決

○高度獣医療

- a) 最新の外科的整復・手術手技
- b) 最新の画像診断技術

(3) 豚農場管理認定獣医師

- a) 飼養・栄養管理：繁殖豚、哺育豚、育成豚、肥育豚
 - ア 飼料の保管と給与方法
 - イ 生産システム、オールイン・オールアウト
- b) 繁殖管理
 - ア 交配と人工授精
 - イ 分娩管理
- c) 衛生管理・ワクチネーションプログラム
- d) 施設・設備の衛生管理
 - ア 洗浄と消毒方法
 - イ 衛生動物への対応
 - ウ 廃棄物（糞尿・敷料・死体など）の処理
- e) バイオセキュリティ

2. 生産獣医療に関するバーンミーティング形式の実践的実習

- (1) 乳牛農場管理認定獣医師
生産獣医療を目的としたバーンミーティング形式での実践的実習
- (2) 肉牛農場管理認定獣医師
生産獣医療を目的としたバーンミーティング形式での実践的実習
- (3) 豚農場管理認定獣医師
生産獣医療を目的としたバーンミーティング形式での実践的実習

【「農場管理認定獣医師」資格の要件（3）：認定試験及び資格更新】

- ① 「農場管理認定獣医師」認定試験の受験要件は以下のとおりです。
 - ・基本資格（日本産業動物獣医学会の会員（公益社団法人日本獣医師会の会員構成獣医師）、5年間以上の農場管理獣医師業務経験等）を満たすこと。
 - ・農場管理獣医師に必要とされる関係法令や知識・技術等の基本プログラム及び専門的講義・実習やバーンミーティング形式の実践的実習で構成される認定プログラムからなる「農場管理認定獣医師研修プログラム」を5年以内に受講していること（令和6～8年度に受講申請を行う者にあつては、当該申請年度から起算して、過去3年度以内に受講したものを含む。）。
- ② 「農場管理認定獣医師」の資格の有効期限は5年間であり、更新を行う場合には、学会・論文発表や学会参加、更新用研修の受講等によるその他の認められた条件を満たすことが必要です。